

医療費がかかりすぎて生活が苦しい。

★ 「高額療養費」の制度を利用しての、医療費減額ができます。

医療費の自己負担が高額になったとき、区役所の国民健康保険係の窓口申請をし、認められた場合に、限度額を超えた分が高額療養費として、あとから支給されます。この制度の適用になれば、非課税世帯では月々の保健診療分の医療費は35、400円以上はかかりません。

自己負担額 非課税世帯 35,400円

課税世帯 72,300円 + (医療費 - 241,000) × 1%

上位所得世帯 139,800円 + (医療費 - 466,000円) × 1%

★ 「高額療養費」の払い戻しがあるまでのつなぎの貸付があります。

上記の「高額療養費」が払い戻されるまで3ヶ月以上かかりますが、その間の費用をつなぎ資金として貸し付ける制度を、区の社会福祉協議会がやっています。

都筑区社会福祉協議会 都筑区荏田東4-10-3 電話 943-4058

★ 入院時の食費の負担をへらす制度があります。

入院していると1日あたり780円の食費負担が生じますが、以下にあてはまる収入の少ない方は区役所保健年金課に申請してください。

世帯主および世帯内の国保加入者全員の、その年の市民税が非課税の世帯。 入院90日まで	650円
世帯主および世帯内の国保加入者全員の、その年の市民税が非課税の世帯。 入院91日以降	500円
世帯主および世帯内の国保加入者全員の、その年の市民税が非課税で前の年の所得がない世帯。	300円